



被爆地ヒロシマが被曝を拒否する — 過去は変えられないが未来は変えられる — 伊方原発運転差止広島裁判



未来への責任を果たそう

第3陣原告の意見陳述があります。
ぜひ傍聴にお越し下さい。

2018
3/26
本訴
月

第10回口頭弁論期日

(第2陣・第3陣原告が併合されます)

13時半に広島弁護士会館にお集まり下さい

場所：広島弁護士会館 3F 大ホール
(広島市中区上八丁堀 2-73 電話：082-228-0230)

13:30	広島弁護士会館集合
13:40	広島地裁前交差点集合
13:45	広島地裁乗込行進開始 広島地裁内へ (傍聴者が多い場合は抽選)
14:00	進行協議開始
14:30 ごろ	第10回口頭弁論開始 (第3陣原告による意見陳述を予定)
15:00 ごろ	閉廷・移動
15:15 ごろ	記者会見・報告会開始
17:00 ごろ	終了見込

記者会見・報告会は弁護団による準備書面の解説、広島市議会請願に向けての取組、また、松山・大分・山口各地の裁判の進行状況説明など、盛りだくさんの内容となります。
また、広島県知事への申入行動、広島県議会への請願行動は、みなさまのお知恵やお力がぜひとも必要です。ご参加下さいますよう宜しくお願い致します。

2018
6/18
本訴
月

次日期日のお知らせ 第11回 口頭弁論期日

場所：広島地方裁判所
14:30 口頭弁論

広島市議会へ請願の取組をはじめます

昨年12月13日の広島高裁決定において、100km圏の広島市民も「放射性物質によって生命・身体に直接的かつ重大な被害が及ぶ蓋然性がある」との明確な判示がされました。これを受けて広島市議会に、広島市民を放射性物質の被害から守るため、あらゆる施策を講じ危機管理対策をするよう請願します。当日3月26日報告会にてこれまでのいきさつや計画をご報告し、請願書をお渡しいたします。ぜひ傍聴と報告会にお越し下さい。



伊方原発の敷地の一部の写真です。
中央構造線ダメージゾーンはボロボロの岩盤。
その岩盤が現れている部分です。この岩盤の上
に伊方原発は建っています。

2016.12.11 撮影：網野沙羅